

ひとり親家庭等の応援をしたい人！！

家庭生活支援員 募集！



早出勤務や残業、休日出勤などの就業上の理由、就職活動などの自立促進に必要な理由、疾病等の理由で生活援助や保育等のサービスを必要としているひとり親家庭等の世帯に対し、必要な生活支援や子育て支援などを行っていただける、家庭生活支援員を募集しています。

◇ヘルパー、看護師、保育士等の資格をお持ちの方、徳島県子育て支援員研修を修了された方など、ぜひその経験を活かし、ひとり親家庭等の応援をしませんか？

◇支援手当は一時間あたり 1,860 円支給されます。

◇ご自身の子育てが一段落して時間のある方、資格等を活かして人の役に立ちたいと思っている方、空いた時間で活動できます。

どうぞこの機会にご登録をお願いいたします。

1. 実施主体 徳島県ひとり親家庭等日常生活支援事業は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会（連合会）が徳島県から委託を受けて事業を実施しています。

2. 支援の内容 ひとり親家庭等の世帯に対し、食事の世話、掃除、身の周りの世話、買い物、乳幼児・児童の保育や見守り、保育所などへの送迎 等を行います。

☆一時間単位での支援となり、一時間あたり 1,860 円を連合会よりお支払いします。



3. 登録資格

- ・旧訪問介護員(ホームヘルパー)3級相当以上の資格を有する方
- ・保育士の資格を有する方、徳島県子育て支援員研修を修了された方
- ・その他、教員、看護師、介護福祉士などの資格をお持ちの方も活躍しています。詳しくはお問合せください。

募集中!

4. 登録について

家庭生活支援員として登録していただける方は、「家庭生活支援員登録申請書」（様式第5号）に、資格を証明できる書類を添付して、連合会へ持参または郵送してください。面接を行い、登録となります。

◇◇◇家庭生活支援員の活動について◇◇◇

対象家庭からの申請を受けて、連合会が支援内容等に合う支援員を選定します。連合会より日時・場所・支援内容等を連絡し、依頼します。支援員は都合の付く範囲で引き受け、または断ることができます。

- ① 支援内容：食事の世話 住居の掃除 身の周りの世話 買い物
乳幼児・児童の保育や見守り
学校・学童保育・保育所などへの徒歩圏内での送迎 など
- ② 支援場所：原則、支援を受ける方の居宅
- ③ 支援時間：一時間単位
- ④ 支援手当：一時間につき 1,860 円
支援終了後に「日常生活支援手当請求書」を連合会に提出してください。
後日、支援員の指定口座にお振り込みいたします。

<この事業に関する問い合わせ先>

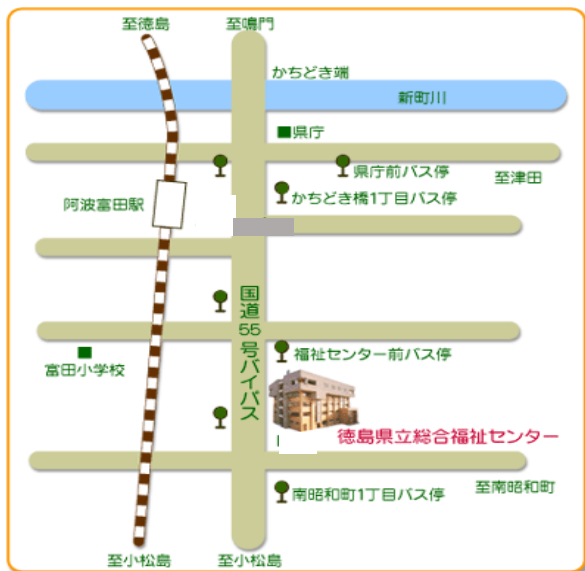


公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会

〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地
徳島県立総合福祉センター2階
TEL 088-654-7418
FAX 088-654-7414

徳島県子ども未来局 子ども家庭支援課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2715
FAX 088-621-2843



お気軽にお問合せください。

お待ちしております。

